

参考資料

- 主な環境関連条例一覧
- 所沢市環境基本条例
- 環境関連用語の解説
- 指標一覧

主な環境関連条例一覧

条例名	制定年月日
所沢市下水道条例	昭和40年 4月 1日
所沢市あき地の雑草除去に関する条例	昭和44年10月 1日
所沢市都市公園条例	昭和45年 4月 1日
所沢市交通安全対策会議設置条例	昭和46年 4月 1日
所沢市一般家庭生活廃水くみ取りに関する条例	昭和46年10月 1日
所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例	昭和59年12月25日
所沢市自転車駐車場条例	昭和60年12月25日
所沢市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市環境審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 7年12月28日
所沢市環境基本条例	平成 9年 4月 1日
ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例	平成 9年 4月 1日
所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例	平成11年 3月26日
所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成11年12月28日
所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成13年 3月29日
所沢市リサイクルふれあい館条例	平成15年 3月25日
所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	平成15年 7月 1日
所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	平成18年 3月27日
所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	平成22年12月28日
ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	平成23年 9月30日
所沢市脱炭素社会を実現するための条例	令和 5年 3月20日

所沢市環境基本条例

私たちのまち所沢は、武蔵野の台地にあって、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、三富新田や雑木林などの自然と共に歩む暮らしが私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいる。また、旧石器時代の昔から人々の暮らしが営まれるとともに、鎌倉街道の宿場町として栄え、航空発祥の地として大空への夢をつなぐなど、歴史や文化も育まれ、生活文化都市として発展を続けています。

しかしながら、都市化や人口増加に伴い、豊かな自然は徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や私たちのライフスタイルにより、都市生活型公害、廃棄物問題なども顕在化している。さらに、私たちを取り巻く環境は、地球規模で深刻な影響を受け、人類の存続をも脅かしている。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活に必要な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

悠久の地球の営みの中で、私たち人類はわずかな時に存在し、多くの生物と有限な地球の環境を分かちあっている。私たちは、環境がそれらの生物や大気、水、土壤の微妙な均衡と循環システムのもとに成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、不断の努力と英知をもって、健全で恵み豊かな環境を保全し、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全（環境の回復及び創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び行楽者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう適切に推進されなければならない。
2 環境の保全は、環境の容量及び生物の多様性の認識のもと、人と自然が共存共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。
3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者、市民及び行楽者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。
4 地球環境の保全は、地域の環境の保全と密接にかかわっていることいかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全について関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を持つよう努めなければならない。
- 2 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(行楽者の責務)

- 第7条 市域の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の基本的施策)

- 第8条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。
 - (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壤等の自然的構成要素の保全に関すること。
 - (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。
 - (3) 市民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。
 - (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。
 - (5) 市民及び事業者が環境の保全に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

(環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 施策の基本方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、所沢市環境審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公示するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、

次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施され

た施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制、助成等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(環境管理システム等の普及)

第15条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理システム等の普及に努めるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等市民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第18条 市は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

環境関連用語の解説

悪臭

大多数の人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのことです。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の22物質が特定悪臭物質として指定されています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。

雨水浸透

雨水の地下浸透を図るもので、浸透樹、透水性舗装、浸透井、浸透トレンチ等があります。近年、空地や畠等の減少により、雨水が地中へ浸透できず、下水道に流れ込む雨量が増えています。このため、集中豪雨等の際には、下水道管に流れ込む量が増加し、マンホール等から溢れる等の浸水被害が起きています。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして二酸化炭素やメタン、フロンガス等があります。

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を超えて、生息又は生育することとなる生物のことです。外来生物の中には、生態系や農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがあり、問題となっています。

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のことです。行政上の目標として環境基本法第16条に基づき定められており、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壤汚染および騒音について環境基準が設定されています。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に影響を及ぼす恐れのことです。

健康項目

環境基本法に基づき人の健康の保護のために定められる環境基準で、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し、維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつです。カドミウム、シアン、ふっ素、ほう素等の26項目が定められています。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線の作用によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成された酸性物質の総称のことです。光化学オキシダントは、大気汚染項目のひとつとして環境基準が定められており、光化学スマッグの指標とされています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギー等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことです。

最終処分場

廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備です。

酸性雨

硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶け込み、強い酸性を示す雨のことです。通常pHが5.6以下の雨のことですが、霧や雪あるいは乾性降雨物を含めた広い意味で使われる場合もあります。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因として地球環境問題のひとつになっています。

次世代自動車（エコカー）

環境省による次世代自動車普及戦略に掲げられているガソリンハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、電気自動車、ディーゼルハイブリット自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車のことです。

水素イオン濃度（pH）

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH7が中性、これより数値が低く0に近づくほど強い酸性を示し、これより数値が高く14に近づくほど強いアルカリ性を示します。

生活環境項目

環境基本法（1993年）に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがあります。

生物学的酸素要求量（BOD）

河川や排出水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標のひとつで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

生物多様性

生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。また、多様性は「生態系」「種」「遺伝子」という3つのレベルで確保される必要性があります。

せいぶんかいせい

生分解性マルチフィルム

土の中に埋めると微生物によって水と二酸化炭素に分解される生分解性プラスチックを用いた畳の畳を覆う農業資材のことです。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー-PCB)の総称のことです。ダイオキシン類は塩素の数や配置により200数十種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等の各過程で非意図的に生成されます。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要です。

地産地消

地元で生産された農林畜水産物を地元で消費すること。生産者と消費者の顔の見える関係を大切にし、地域の農業や農地を大切にしようという考え方であり、地産地消を進めることにより、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギー資源の抑制等の効果が期待されます。

適応策

気候変動の影響により、すでに顕在化している農作物や健康等への被害を回避・軽減するための対策です。この適応策を推進するための「気候変動適応法」が平成30年6月に成立しました。

毒性等量 (TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造のちがい等により様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

二酸化硫黄 (SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激性が強く、1~10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をいたします。

二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材等炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素 (NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

フェロモントラップ

フェロモン剤を利用して害虫を誘引し、捕獲や殺虫する方法のことです。フェロモンとは、動物の体外に分泌されて、同種の他個体に一定の行動や生理反応等を引き起こす物質の総称で、低濃度でも生物に反応を促し、しかも作用対象を限定できるため、農作物の安全な病害虫防除剤としての利用が期待されています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に、液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している10μm(10⁻⁶m)以下の粒子状物質のことです。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風等の自然現象によるものがあり、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患等を起こす原因とされています。

まちなかみどり保全地区

緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保し、市民に憩いの場を提供するとともに、みどりを保護する思想の普及及び民有緑地の高度利用を図り、地域の模範となる緑地の維持及び管理を図るための制度です。市街化区域内の樹林地が対象です。

みどりのエコスポット

「所沢市みどりの基本計画」で重点的に緑化に配慮すべき区域として定める緑化重点地区内の低未利用地(居住、業務その他の用途に供されず、利用の程度が低い土地)を緑化し、市民の利用に供することにより、人と自然を繋ぐまちなかにおける緑地を創出し、都市の快適性及び安全性の向上に資することを目的とする制度です。

有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等で指定されたものは有害化学物質といえます。

有害物質

人の健康被害を起こすおそれがある物質として、「大気汚染防止法」で5項目、「水質汚濁防止法」で23項目が定められています。カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、チカラム、シマジン等の農薬類等があげられます。

リサイクル

不用となったものを、新しい製品の原料あるいは材料として再生利用することです。ごみ問題を解決する手段として、リサイクル(Recycle)のほかに、極力ごみを出さないようにするリデュース(Reduce)、繰り返し使うリユース(Reuse)があり、これらを合わせて3Rといいます。